

2025 年 1 月 27 日

経済産業省経済産業政策局産業組織課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）  
－早期での事業再生の円滑化に向けて－」に対する意見について

2024 年 12 月 27 日付で意見募集が開始された「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書（案）－早期での事業再生の円滑化に向けて－」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「事業再構築小委員会報告書（案）」に対する意見

### 1. 総論（本制度の意義・基本的方向性）

- ・ わが国経済の持続的成長に向け、事業再構築を通じた企業の収益力強化・生産性向上は不可欠であり、本制度が掲げる、早期かつ迅速な事業再構築を目指す方向性について異論はない。
- ・ 全員同意を前提とすることで公平性を担保している現行の私的整理手続と異なり、多数決によって債権者の権利変更を強制できる本制度においては、①多数決によって反対債権者に権利変更を強制することの正当性の確保、②再生計画の合理性・公平性の確保、が制度設計を行ううえでの前提と認識している。
- ・ 本報告書（案）では、公平中立的な第三者機関である指定法人と裁判所が手続に関与することで、事業者が本制度を利用することの正当性、再生計画案の策定手続の透明性・公平性を担保し、また、決議要件に頭数要件を設ける等、多数決の濫用防止にも慎重に配慮した内容が提示されており、大筋の制度設計についても異論はない。
- ・ しかし、円滑な制度の運用のためには、制度の大枠を定める法律レベルの規定だけでなく、政省令レベルの規定や実務面の詳細についても、関係者間で丁寧な議論を重ねていくことが重要であると考えている。加えて、事業者による誠意のある対応は適切な制度運用に不可欠であることから、制度を利用するにあたっての基本的な考え方を浸透させることも重要であると考えている。
- ・ 本意見書は、本制度の円滑な運用に向けて明確化すべき規定や実務面の詳細、共有すべき基本的な考え方等について記載している。

### 2. 各論

#### (1)対象事業者

##### ①誠意のない事業者の排除

##### 【該当箇所】 P15

- ・ 粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者や、悪意を持って一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除することで、モラルハザードを防止することは重要である。
- ・ こうした誠意のない事業者については、本制度の申請時に指定法人が確認する利用要件（主要債権者が本制度の利用に異議を示していないなど、対象債権者集会の決議が成立する見込みがないことが明らかでないこと等）や、対象債権者集会における決議の可決要件（対象債権者の多数の同意）の両者を満たすことができないと考えられることから、追加的な除外要件を設けずとも、制度設計上、自ずと排除されるものと考えられる。

### 【意見】

- ・ 法令上、誠意のない事業者の排除に係る規定を設けない点に異論はないが、「事業者は金融機関に対して平時・有事共に誠実な対応が求められる」、「円滑な事業再生のためには、拙速な多数決によって手続を進めるのではなく、まずは債権者の全員一致が目指されるべきである」等、本制度を利用するうえでの基本的な考え方を何らかの形（法令でなくともガイドライン等）で明確化することを検討いただきたい。

### 【理由】

- ・ 誠意の有無を明確に定義することは困難であり、法令上の要件にすることで、要件への該当有無を巡って争いがおき、本制度の利用を阻害しかねないこと、また、報告書案にあるとおり、その他の本制度の要件を充足する中で結果的に誠意のない事業者は排除され得ることから、法令上、誠意のない事業者の排除に係る規定を設けない点に異論はない。
- ・ ただし、事業者による誠意のある対応は適切な制度運用に不可欠であり、基本的な考え方を明文化することで、見込みのない制度利用の抑止や、事業者による誠意のない行動の防止を通じた事業者による制度の利用可能性の拡大に繋がるものと考えられるため。

## ②株主責任・経営者責任

### 【該当箇所】 P16

- ・ 対象となる事業者の株主責任や経営者責任に関して、例えば、事業再生ADRでは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第29条第1項において、債権放棄を伴う事業再生計画案が、株主の権利の全部または一部の消滅について定められていること（同項第3号）や、役員 の退任について定められていること（同項第4号）等に該当することとされている。
- ・ 株主責任や経営者責任のあり方等の本制度の詳細設計に関しては、事業再生ADR等における規定も参考に、今後、具体的な検討を進めていく。

### 【意見】

- ・ 株主責任や経営者責任の在り方等の詳細設計にあたり、対象事業者のオーナーやその関連企業（以下「オーナー等」）からの投融資の扱いも、事業再生ADR等における規定や実務を参考に明確化を検討いただきたい。

### 【理由】

- ・ 本制度における対象債権を金融機関等の金融債権に限定する中で、オーナー等の負担が明確でない場合（事業再生ADR等、私的整理手続では、全額債権放棄も含め、オーナー等の負担割合を金融機関等以上とする事案が多い）、金融機関等にとって納得感がないうえ、オーナー等のモラルハザードを惹起しかねない。

## (2)対象債権

### ①対象債権の範囲

#### 【該当箇所】 P16-17

- ・ 本制度で権利変更の対象となる債権については、金融機関等が有する金融債権に限定する。具体的には、以下の者が有する金融債権とすることが考えられる。
  - ✓ 預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行
  - ✓ 農水産業協同組合
  - ✓ 保険会社（外国保険会社等、免許特定法人を含む）
  - ✓ 貸金業者
  - ✓ 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等
  - ✓ 地方公共団体
  - ✓ 上記の者が有していた金融債権を譲り受けた債権回収会社その他これに準ずる経済産業省令で定める者
- ・ 債権回収会社（サービサー）等の金融債権の譲受人は、金融債権を譲り受ける際には、その信用リスクを承継して当該債権を譲り受けていることから、当該譲受人も対象に含めることとする。

(注20)

- ・ 委員等からは、証券会社の有する金融債権や、デリバティブ債権等についても、事業再生ADRでは対象に含まれているとの意見があった。

#### 【意見】

- ・ 「金融機関等」の定義について、「その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等」、「その他これに準ずる経済産業省令で定める者」等、今後更なる明確化を検討いただきたい。
- ・ 「金融債権」の定義について、注20に記載のあるデリバティブ債権の取扱いを含め、今後更なる明確化を検討いただきたい。

#### 【理由】

- ・ 本報告書（案）において対象債権を明確化する意義は、債権者の予見可能性を高め、入口段階で手続の対象となるかの争いが生じ、制度の安定性を損なう事態を回避することとされており、この観点で、可能な限り対象債権者・債権を明確化することは重要であるため。

## ②担保付債権の扱い

### 【該当箇所】 P17、P19-20

- ・ 担保権の付いた債権の扱いについては、担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分（担保権により保全された対象債権の部分）については、実体法上の担保権の優先性が尊重されるべきであるため、民事再生法における取り扱いも踏まえ、多数決による債務の減免や期限の猶予等の権利変更の対象となる部分は、対象債権の非保全部分とし、保全部分については、多数決による権利変更の対象とならない制度とする。
- ・ 担保付債権に係る議決権の額については、多数決による権利変更の対象となる、非保全部分の額とする。

### 【意見】

- ・ 担保評価額算定に関するプロセス（評価機関をどのように選定し、評価額をどのように確定させるか等）の明確化を検討いただきたい。

### 【理由】

- ・ 本制度は非保全債権を権利変更および議決権の対象としており、手続の円滑な運営のためには、担保評価額算定の透明性・合理性の確保が極めて重要であると考えられるため。なお、動産のような評価額が大きく振れる可能性のある担保や、債務者の風評リスクや登記費用等の債務者側の事情から対抗要件具備を留保している担保の取扱いなどにも留意が必要である。

## (3)対象債権者集会における決議

### ① 決議の可決要件

#### 【該当箇所】 P20

- ・ 少額債権者保護のために頭数要件は必要との強い意見があったため、単一の対象債権者が議決権者の議決権の総額の4分の3以上の議決権を有する場合に限り、可決要件に対象債権者集会に出席した議決権者の過半数の同意を頭数要件として加重することとする。

### 【意見】

- ・ 可決要件に頭数要件を加重する判断における「単一の対象債権者」に関し、実質的に単一の意思決定を行う債権者群による濫用防止の観点も考慮に入れた定義を検討いただきたい。

### 【理由】

- ・ 金融機関がサービサー等のグループ会社に債権を一部売却し、実質的に単一の意思決定を行っているにも関わらず、頭数要件の適用の回避、または頭数要件の充足を図るような潜脱行為を予防するため。

以上